

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する

地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、各区税務課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、各区税務課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

- ◆ 固定資産税・市県民税（普通徴収分）・軽自動車税の猶予に関するお問い合わせ
納税通知書の発送元の区役所（税務課収納担当）にお問い合わせください。

- ◆ 法人市民税の猶予に関するお問い合わせ

主たる事務所・事業所の所在する区の区役所（税務課収納担当）にお問い合わせください。

	住 所	電 話 番 号 (税務課収納担当)	※1
鶴見区役所	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号	510-1743	00
神奈川区役所	〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3 番地 8	411-7062	10
西区役所	〒220-0051 横浜市西区中央一丁目 5 番 10 号	320-8361	20
中区役所	〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地	224-8229	30
南区役所	〒232-0024 横浜市南区浦舟町 2 丁目 33 番地	341-1169	40
港南区役所	〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目 2 番 10 号	847-8375	41
保土ヶ谷区役所	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 番地 9	334-6270	50
旭区役所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1 丁目 4 番地 12	954-6071	51
磯子区役所	〒235-0016 横浜市磯子区磯子 3 丁目 5 番 1 号	750-2372	60
金沢区役所	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2 丁目 9 番 1 号	788-7764	70
港北区役所	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1	540-2291	80
緑区役所	〒226-0013 横浜市緑区寺山町 118 番地	930-2283	81
青葉区役所	〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4	978-2275	82
都筑区役所	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番地 1	948-2285	83
戸塚区役所	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17	866-8386	90
栄区役所	〒247-0005 横浜市栄区桂町 303 番地 19	894-8370	89
泉区役所	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	800-2375	88
瀬谷区役所	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地	367-5675	91

- ◆ 給与からの特別徴収分の猶予に関するお問い合わせ

【横浜市内在の特別徴収義務者の方】

指定番号の先頭二桁の数字が、上記表の(※1)列にある区役所（税務課収納担当）へお問い合わせください。

(例) 指定番号 00-00001 ⇒ 鶴見区役所

【横浜市外所在の特別徴収義務者の方】

所在地にかかわらず、下記へお問い合わせください。

財政局納税管理課 (滞納整理担当)	〒231-8313 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 9 階	671-3764
----------------------	---------------------------------------	----------